

陳 情 文 書 表

| | |
|--|--|
| <p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p> | <p>陳情第1号（5. 5. 12） 障害者福祉事業に関する陳情</p> |
| <p>陳 情 の 要 旨</p> | <p>1. 変更申請にあたり、事前相談を経て受理され、処理されたものに対して後から問題を指摘することに対して、神戸市福祉局監査指導部より具体的にその根拠を示し説明すること。</p> <p>2. このように、具体的な事由を開示せずに社会福祉法人による申請を通さないことについては、これまで社会福祉法人設立に対して多くの時間と費用を費やしてきた者に対する今後の事業への妨害であると受けとめざるをえない。よって、神戸市福祉局監査指導部は、当該聴聞決定予定通知書の具体的な事由を説明すること。</p> |
| <p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p> | <p>神戸市東灘区 特定非営利活動法人 縁 理事長 竹 内 加奈子 ほか 35名</p> |
| <p>送 付 委 員 会</p> | <p>福祉環境委員会</p> |

令和5年5月~~14~~¹⁰日

神戸市会議長 様

特定非営利活動法人 縁

神戸市東灘区

代表 理事長 竹内 加奈子

氏名 大内 博

氏名 古瀬 龍太

氏名 安井 大貴

氏名 西 美由紀

氏名 池永 圭

氏名 森 穂乃花

氏名 河合 雄大

氏名 山下 隆行

氏名 塚崎 こころ

氏名 稲垣 浩二

氏名 稲垣 由佳

氏名 木田 みどり

氏名 福島 智子

氏名 谷本 華音

氏名 河合 いずみ

氏名 野田 道代

氏名 竹内 海月

氏名 河合 秀樹

氏名 徳田 和久

氏名 野田 淳

氏名 竹内 伸也

氏名 鮫川 優希菜

氏名 新福 高宏

氏名 新福 由香

氏名 峯吉 美樹

氏名 福島 昂孝

氏名 鈴木 秀隆

氏名 新福 一宏

氏名 河合 笑花

氏名 新福 国義

氏名 新福 共
氏名 西 彩音



陳情者(代表)

神戸市北区

峯吉 貴子



神戸市兵庫区

川田 さゆり



神戸市東灘区

坂本 福子



障がい者福祉事業に関する陳情

【陳情趣旨】

特定非営利活動法人縁は障がい福祉サービス事業所として、ご利用者様ならびにそのご家族様たちにより良いサービスの提供ができるよう、日々尽力しています。その中で、現在の神戸市監査部における障がい者福祉事業のあり方について疑念を感じることがあります。よって、以下の事項について陳情します。

【1】 特定非営利活動法人縁が運営している事業の必須事項について

障がい福祉サービス事業所には、サービス管理責任者を置く必要があります。サービス管理責任者になるためには、実務経験や研修要件等が必要になる^{ため}、これら要件や配置に関して、当法人は、神戸市監査部^{福祉行政課}に対して、以前より何度も質疑、相談をさせていただいてきました。その中で、一度は神戸市監査^{指導}部が申請書を受理し、問題がないものとして処理されたにもかかわらず、この度、神戸市監査指導部から、神戸市には厚生労働省や兵庫県が定める基準とは異なる独自の基準があり、当法人はこの基準を満たしていない旨の指摘を受けました。具体的には、地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業に従事したことが、サービス管理責任者の要件である実務経験に該当しないというものでした。移動支援事業への従事は、これまでも神戸市においてサービス管理責任者の実務経験として認められてきたものであり、また他の自治体でもそのような運用がなされています。ところが、この度、神戸市監査指導部が指摘する神戸市独自の基準は、神戸市ホームページ等においても一切開示されていないとのことでした。

このように、障がい福祉サービスに関わる者に開示されていない神戸市独自の基準^になる

と、神戸市監査^{指導}指定部、指導部から指摘されたことに対して大変困惑しています。そして神戸市監査指導部は、当法人が運営する事業所のうち2つの事業所について、当法人に対し、不利益処分を前提とする聴聞手続を実施する予定であるとの通知書まで発行しました。

行政庁による処分は、法令に基づきなされるべきです。この度、神戸市監査指定部、指導部は、独自の基準を明示、開示していないにもかかわらず、特定の障がい福祉サービス事業者をあたかも狙い撃ちのように後から判断することについて、また、サービス管理責任者の変更申請にあたり、事前相談を経て受理され、処理されてきたものに対して後から問題を指摘することに対して、神戸市監査指導部より具体的にその根拠を示し、説明をしていただきたいのです。

【2】 社会福祉法人の設立について

当法人は、設立以来、障がいを持つ方々が地域と接点を持ちながら安心して暮らせるよう、地域の障がい福祉サービス事業に取り組んで参りました。そして、多くの利用者の方々やそのご家族様から評価をいただき、また神戸市からも対応困難な方の受け入れを何度も依頼され、対応して参りました。そして、組織としての成長する中で、人材面も財務基盤も整ってきたことから、障がい福祉サービスを通じて地域に更なる貢献をしようと考え、当法人のメンバーを中心に、社会福祉法人を設立することとなりました。

令和3年3月より令和5年4月10日（社会福祉法人設立に関する申請書提出日）まで、社会福祉法人 ULU（ウル）の設立に関して、神戸市監査^{指導}指定部社会福祉法人申請担当と度重なる協議を進めてきました。しかし、当法人は、令和5年5月1日に神戸市監査部より障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第36条3項9号に規定する聴聞決定予定日の通知を受けました。そして、社会福祉法人が新たに障がい福祉サービス事業者としての指定を受けるための申請について、同条項に該当することをもって、その申請を受理しないと指摘されました。申請を受理しないことは行政手続法7条により違法となるはずですが、神戸市監査指導部に対し、^{「戻し届を出していないのにモカメカメす」}どのような事由により当法人が障害者総合支援法第36条3項9号に該当するのか、また同条項のどの文言に該当するのか説明を求めたところ、調査中であるので答えられないという返答でした。さらに、聴聞はあくまで予定であり、聴聞会を開催するか否かもわからない状況ということでした。

このように、具体的な事由を開示せずに、社会福祉法人による申請を通さないことについては、これまで社会福祉法人設立に対して多くの時間と費用を費やしてきた者に対する、今後の事業への妨害であると受け止めざるを得ません。よって、神戸市監査指導部に対して、当該聴聞決定予定通知書の具体的な事由を説明していただきたいのです。

神戸市東灘区魚崎地区の地元を中心に、誠心誠意をもって障がい福祉サービスで実績を

積み、今後社会福祉法人 ULU として更なる満足をいただけるサービス提供に邁進しようとしていたところ、この度、神戸市監査指導部より不当な扱いを受けたと痛感しています。私たち障がい者福祉に関わる者にご利用者様およびそのご家族の想いが、神戸市の施策に届くことを切に願う次第です。

以上

請陳情事項

1. 変更申請にあり、事前相談を経て受理され、処理されたものに対して後から問題を指摘する事に対して、神戸市監査指導部より具体的にその根拠を示し説明をしていない事です。
2. ~~申請を受理しない事は行政手続法9条により違法となるはです。また神戸市監査指導部に対しどのような事由により当法人が障害者総合支援法第36条9項4号に該当するのか、また同条項のどの文言に該当するのか説明を求めたところ、調査中であるが答えられないという返答でした。さらに、~~
聴聞は
2. このように、具体的な事由を明示せずに社会福祉法人による申請を通さないことについては、これまで社会福祉法人設立に対して多くの時間と費用を費やして来た者に対する今後の事業への妨害であると受け止めざるを得ません。よって、神戸市監査指導部に対して、当該聴聞決定予定通知書の具体的な事由を説明していただきます。